

次世代育成支援対策推進法ならびに女性活躍推進法の行動計画について

当社は、次世代を担う子の出生・養育の環境整備について会社を挙げて取組んで行くことを目的に制定された『次世代育成支援対策推進法』、ならびに女性の職業生活における活躍の推進を目的に制定された『女性活躍推進法』の主旨に賛同し、様々な制度の拡充、周知、啓蒙活動に取組んで参りました。

この度、これまでの計画期間（平成27年4月1日～平成30年3月31日まで）が終了致しましたので、新たな行動計画を下記のとおり策定致します。

記

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間

2. 当社の課題
 - (1) 男性社員の割合が高い
 - (2) 有給休暇の取得が特定の部署・人により偏りが生じている
 - (3) 時間外労働が特定の部署・時期・人により偏りが生じている

3. 目標
 - (1) 平均時間外労働時間を減少させる (月平均 15時間 以内)
 - (2) 有給休暇取得を全社員年5日以上取得する (全社年間取得率 75%)
 - (3) 育児参画するための休暇取得等の促進 (特別休暇・積立有給休暇の取得対象者全員)

4. 全社員を対象とした当社の取り組み状況
 - (1) 配偶者の出産時における特別休暇 (会社設立時より)
3日
 - (2) 育児休業期間 (2016年12月改訂)
最大2年間
 - (3) 育児短時間勤務 (2017年10月拡充)
1日最大2時間の短縮勤務 1日の当社所定労働時間7時間35分
小学校4年生の始期に達するまで取得可
 - (4) 積立有給休暇 (2018年4月拡充)
最大積立日数60日 義務教育期間中の育児のための取得可
半日取得(10回)可 学校行事等の参加を含む
 - (5) 勤務間インターバル制度 (2017年10月制定)
8時間の休息時間の確保
 - (6) 勤務状況の可視化 (2018年2月導入)
勤務管理者の随時把握と部下との対話による適切な労務管理の実現